

高山市新火葬場建設に係る施設整備計画作成及び事業手法検討調査業務委託 プロポーザル審査要領

(目的)

第1 この要領は、「高山市新火葬場建設に係る施設整備計画作成及び事業手法検討調査業務委託」における契約候補者を選定するためのプロポーザル審査方法について定めることを目的とする。

(審査の方法)

第2 契約候補者選定の審査方法は以下のとおりとする。

(1) 審査委員

審査委員は、外部有識者2名、本市の職員2名の計4名とする。

(2) 企画案、事業実施能力等に関する審査

ア 各項目における評価点の合計点は100点とする。

イ 審査項目及び配点は、別紙1「審査項目及び評価内容」のとおりとする。

(3) プロポーザル審査の対象

市が別に定める「高山市新火葬場建設に係る施設整備計画作成及び事業手法検討調査業務委託プロポーザル実施要領」の「5 提出書類」に示す書類及びプロポーザル提案者からの説明等（プレゼンテーション）とする。

(4) 契約候補者の選定方法

別紙2の「プロポーザル審査評価表」により各審査委員が評価し、合計点により順位を付す。採点結果に基づき、合計点が一番高い者を契約候補者とする。

(5) 同点の取り扱い

採点結果が同点だった場合は、それらの者のみを対象として再審査を行い、順位を決定する。

再審査においても、なお同点だった場合は、各審査委員の協議によって順位を決定する。

(6) 最低基準

総評価点数の6割を最低基準点とし、各審査委員の採点結果の総合計が最低基準点を満たさない参加者は選定の対象としない。なお、参加者全員が最低基準点に満たない場合は参加者全員に再提出を求め再度審査を実施するものとする。

(7) 参加者が1者の場合又ははない場合の取扱い

最低基準点を満たす場合は、当該参加者を契約候補者とする。最低基準点に満たない場合は参加者に再提出を求め再度審査を実施するものとし、参加者がいない場合は再度公募を実施する。

**高山市新火葬場建設に係る施設整備計画作成及び事業手法検討調査業務委託
審査項目及び評価内容**

審査項目		評価の視点	評価点
大項目	小項目		
業務遂行能力	理解度、考え方、業務に対する姿勢	・業務の目的、条件、内容の理解度が高いか ・明瞭な説明、的確な質問対応、知見の高さ、熱意が感じられるか	10
	類似業務の実績	・企業として業務を確実に遂行できる類似業務の実績、経験等を有しているか	10
	業務工程	・作業スケジュールは効率的で実現可能なものであるか	10
	実施体制	・企業として業務を円滑に遂行できる実施体制が構築されているか ・事業規模に適した要員を確保するとともに適切な役割分担が構築されているか ・不測の事態にも対応できるバックアップ体制が構築できているか	10
	専門性	・火葬場という特殊な施設・設備に対し、専門的な見地から検討できる体制が構築できているか	10
特定テーマに対する提案	施設整備計画の作成の考え方及び進め方	・高山市が目指す火葬場の姿を実現するためのアプローチ方法や創意工夫の提案が示されているか ・市民意見を取り入れるための仕組みが示されているか	20
	事業手法の検討調査の考え方及び進め方	・高山市の新火葬場建設計画の概要や市営火葬場の管理状況並びに火葬場施設の特性や課題等を考慮した提案が示されているか ・高山市公共施設整備等官民連携（PPP）導入検討方針に定める基本姿勢（市内事業者の参画、市民の雇用促進）を考慮した提案が示されているか	20
見積金額		（最低見積金額／見積金額）×配点（小数点以下切り捨て）	10

合計 100 点満点